【OSS関連のお知らせ】

・日整連（各支部）における軽自動車の継続検査OSSの開始時期について

・保適証サービス及び代理申請サービスの規約等の改定について

指定整備事業者の皆様へ

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（日整連）

平素は、日整連事業へのご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、日整連（各支部）における軽自動車の継続検査OSSの開始時期につきましては、本年秋頃開始見込みとしておりましたが、関連システムの改修になお時間を要する状況となったため、本年秋から申込受付などの事務手続きを開始したうえで、本稼働（申請依頼開始）については2020年1月6日（月）からとさせて頂くことになりました。早期の利用開始を見込まれていた皆様には、多大なご迷惑をお掛けしますこと、心より深くお詫び申し上げます。

また、上記、軽自動車の継続検査OSSの運用開始に伴い、検査手数料の納付方法について、ダイレクト納付に代わる新たな納付方法として予納金方式(注)を採用することになりました。このため、これに関連する費用の請求方法、及び本年10月1日からの消費税率の改定等に伴い、各種規約等についても見直すこととなりましたので、以下にご案内致します。

【今回改定する規約等】※新旧対照表を参照

- ■ 保適証サービス 料金に関する細則
- ■ 継続検査代理申請サービス利用規約
- ■ 継続検査代理申請サービスの料金に関する細則

【主な改定内容】

- ■ 軽自動車の継続検査代理申請サービスの受付開始に伴う条文の追加等
  - ① 運用開始日を令和2年1月6日とすること
  - ② 日整連が代理申請時に納付した検査手数料請求方法の追加
- ■ サービス料金の払込票による支払方法の廃止に伴う条文の見直し
- ■ 消費税率改定に伴う利用料金（税込）の見直し
  - ① 保適証サービス：現行36円 → 変更後36円（変更なし）
  - ② 継続検査代理申請サービス：現行208円 → 変更後212円

注）予納金方式は、あらかじめまとまった額を軽自動車検査協会へ入金（予納）し、継続検査申請時に検査手数料相当額をこの予納金から精算して検査手数料の納付確認を完了させて申請処理を進める方法です。予納金は申請代理人（日整連）が立て替えることになるため、後日、申請件数分の検査手数料額の請求処理が発生します。

保適証サービス料金に関する細則（新旧対照表）

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　自動車情報管理センター

新	旧
第１条　目的 第２条　サービス利用料金 第３条　請求及び支払 第４条　料金の周知 附則	第１条　目的 第２条　サービス利用料金 第３条　請求及び支払 第４条　料金の周知 附則
（目的） 第１条　本細則は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）自動車情報管理センター保適証サービス利用規約第 20 条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。	（目的） 第１条　本細則は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）自動車情報管理センター保適証サービス利用規約第 20 条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。
（サービス利用料金） 第２条　サービス利用料金は、保適証情報登録１件あたり 36 円（消費税込み）とします。 ２　日整連は、証明書情報処理業務に関して重大な経済事象、天変地異等により、予定した収益及び費用に大幅な変動が生ずる場合には、サービス利用料金を変更することがあります。	（サービス利用料金） 第２条　サービス利用料金は、保適証情報登録１件あたり 36 円（消費税込み）とします。 ２　日整連は、証明書情報処理業務に関して重大な経済事象、天変地異等により、予定した収益及び費用に大幅な変動が生ずる場合には、サービス利用料金を変更することがあります。
（請求及び支払） 第３条　日整連は、当月の保適証サービスの利用（保適証情報の登録）の件数に、第２条第１項に規定するサービス利用料金を乗じた金額を当月分料金として請求します。 ２　利用件数は保適証サービスに保適証情報が登録された時点でのカウントとなります。 ３　支払方法は、原則、利用者より新規利用申込時に指定された口座（途中、変更申込により口座を変更した場合は当該口座）より口座振替または自動払込にて徴収します。なお、当月分は原則として１日から月末までの利用件数とします。 ４　当月分料金の口座振替または自動払込はサービス利用月の翌々月の６日付（６日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。 ５　前４項による口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合は、同月の 27 日付（27 日が金融機関休業日の場合は翌営業日）で再度、口座振替または自動払込を実施します。 ６　日整連は、前４項及び５項による口座振替または自動払込を行うにあたり、事前に当月分料金明細を発行し、指定自動車整備事業場の管轄運輸支局管内の自動車整備振興会より送付します。 ７　日整連は、前５項による口座振替または自動払込が利用者の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。 ８　日整連は、前５項による口座振替または自動払込が日整連または金融機関の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。 （削除） （削除） ９　利用者は、前７項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は利用者の負担となります。）	（請求及び支払） 第３条　日整連は、当月の保適証サービスの利用（保適証情報の登録）の件数に、第２条第１項に規定するサービス利用料金を乗じた金額を当月分料金として請求します。 ２　利用件数は保適証サービスに保適証情報が登録された時点でのカウントとなります。 ３　支払方法は、原則、利用者より新規利用申込時に指定された口座（途中、変更申込により口座を変更した場合は当該口座）より口座振替または自動払込にて徴収します。なお、当月分は原則として１日から月末までの利用件数とします。 ４　当月分料金の口座振替または自動払込はサービス利用月の翌々月の６日付（６日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。 ５　前４項による口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合は、同月の 27 日付（27 日が金融機関休業日の場合は翌営業日）で再度、口座振替または自動払込を実施します。 ６　日整連は、前４項及び５項による口座振替または自動払込を行うにあたり、事前に当月分料金明細を発行し、指定自動車整備事業場の管轄運輸支局管内の自動車整備振興会より郵送します。 ７　日整連は、前５項による口座振替または自動払込が利用者の都合により完了できない場合は、払込票を発行します。 ８　日整連は、前５項による口座振替または自動払込が日整連または金融機関の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。 ９　日整連は、前７項による払込票の発行をしたにもかかわらず、利用者からの支払いがなされない場合は、請求書を発行します。 10　利用者は、前７項により日整連より払込票が発行された場合は、払込票が発行された月の翌月末までに料金を支払うこととします。（払込みに係る窓口手数料は利用者の負担となります。） 11　利用者は、前８項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は日整連負担となります。）

保適証サービス料金に関する細則（新旧対照表）

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 自動車情報管理センター

新	旧
10 利用者は、前 8 項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は日整連負担となります。） （料金の周知） 第 4 条　日整連は、料金を変更する場合、実施 2 カ月以上前にその内容に関して各種媒体を通じて周知します。 附則 本細則は、日整連が証明書情報処理業務を開始する日から効力を発するものとします。 附則 本細則は、平成 29 年 4 月 1 日から適用します。 附則 本細則は、令和元年 10 月 1 日から適用します。	12 利用者は、前 9 項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は利用者の負担となります。） （料金の周知） 第 4 条　日整連は、料金を変更する場合、実施 2 カ月以上前にその内容に関して各種媒体を通じて周知します。 附則 本細則は、日整連が証明書情報処理業務を開始する日から効力を発するものとします。 附則 本細則は、平成 29 年 4 月 1 日から適用します。

継続検査代理申請サービス利用規約（新旧対照表）

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

新	旧
（適用） **第１条**　継続検査代理申請サービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、指定自動車整備事業者（以下、「利用者」という。）が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）を代理人として国等（軽自動車においては「軽自動車検査協会」。以下同じ。）が運用するワンストップサービス（以下、「OSS」という。）による継続検査申請を依頼（以下、「代理申請」という。）する場合に適用します。ただし、軽自動車検査協会が運用する OSS の代理申請を依頼する場合は、令和２年１月６日より適用します。 ２　本規約に定めのない事項については、別に提供するご利用マニュアル等により定めます。	（適用） **第１条**　継続検査代理申請サービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、指定自動車整備事業者（以下、「利用者」という。）が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）を代理人として国のワンストップサービス（以下、「OSS」という。）による継続検査申請を依頼（以下、「代理申請」という。）する場合に適用します。 ２　本規約に定めのない事項については、別に提供するご利用マニュアル等により定めます。
（範囲） **第２条**　日整連が提供する継続検査の OSS 代理申請サービス（以下、「本サービス」という。）の内容は以下のとおりとします。 ①　利用申込に必要な事務処理 ②　継続検査 OSS による代理申請（利用者からの依頼データを確認してから、当該データによる手続きが完了し自動車検査証等の交付の準備が行われるまでの一連の手続き） ③　第５条に定める本サービスの利用料金（手数料）の請求 ④　第６条に定める軽自動車の検査手数料の請求 ⑤　その他、前各号に掲げる業務に付随する業務	（範囲） **第２条**　日整連が提供する継続検査の OSS 代理申請サービス（以下、「本サービス」という。）の内容は以下のとおりとします。 ①　利用申込に必要な事務処理 ②　継続検査 OSS による代理申請（利用者からの依頼データを確認してから、当該データによる手続きが完了し自動車検査証等の交付の準備が行われるまでの一連の手続き） ③　第５条の規定に定める利用料金（手数料）の請求 ④　その他、前各号に掲げる業務に付随する業務
（申込・成立） **第３条**　本サービスの申込は、利用を希望する者（以下、「申込者」という。）が日整連所定の代理申請利用申込書を、管轄運輸支局管内等（軽自動車においては「軽自動車検査協会事務所等管内」。以下同じ。）の自動車整備振興会（以下、「管轄振興会」という。）に設置する日整連支部に提出して行うものとします。 ２　申込者は、前項以外に必要となる以下の申込書等についても提出するものとし、その提出先はご利用マニュアル等に示します。 ①　OSS 共同利用申請システム（AINAS）の利用申込書 ②　ダイレクト方式電子納付依頼書兼届出書 ３　申込者は、日整連が別途運用する保適証サービス（電子保安基準適合証システム）への登録が完了し、かつ、本規約の内容を承諾した上で申込を行い、日整連及びその他の申込書等の提出先機関における必要審査、手続等を経た後に本サービスの利用契約が成立するものとします。	（申込・成立） **第３条**　本サービスの申込は、利用を希望する者（以下、「申込者」という。）が日整連所定の代理申請利用申込書を、管轄運輸支局管内の自動車整備振興会（以下、「管轄振興会」という。）に設置する日整連支部に提出して行うものとします。 ２　申込者は、前項以外に必要となる以下の申込書等についても提出するものとし、その提出先はご利用マニュアル等に示します。 ①　OSS 共同利用申請システム（AINAS）の利用申込書 ②　ダイレクト方式電子納付依頼書兼届出書 ３　申込者は、日整連が別途運用する保適証サービス（電子保安基準適合証システム）への登録が完了し、かつ、本規約の内容を承諾した上で申込を行い、日整連及びその他の申込書等の提出先機関における必要審査、手続等を経た後に本サービスの利用契約が成立するものとします。
（利用契約の不成立） **第４条**　日整連は次の場合に本サービスの申込を承諾しない場合があり、この場合には、日整連は申込者に対しその旨を通知します。 ①　利用申込に係る本サービスの利用契約上の義務を怠るおそれがある場合 ②　申込書に虚偽事実の記載や内容の記入漏れがある、または不備があった場合 ③　過去、本規約の条項のいずれかに違反する行為を行ったと日整連が判断した場合	（利用契約の不成立） **第４条**　日整連は次の場合に本サービスの申込を承諾しない場合があり、この場合には、日整連は申込者に対しその旨を通知します。 ①　利用申込に係る本サービスの利用契約上の義務を怠るおそれがある場合 ②　申込書に虚偽事実の記載や内容の記入漏れがある、または不備があった場合 ③　過去、本規約の条項のいずれかに違反する行為を行ったと日整連が判断した場合

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>④　その他、日整連が本サービスの利用契約において適当でないと判断した場合</td><td>④　その他、日整連が本サービスの利用契約において適当でないと判断した場合</td></tr>
<tr><td>（利用料金）
第５条　利用者は本サービスの利用料金として、代理申請手数料を日整連の指定する方法により支払うものとし、その詳細は「継続検査代理申請サービスの料金に関する細則」で別に定めるものとします。</td><td>（利用料金）
第５条　利用者は本サービスの利用料金として、代理申請手数料を日整連の指定する方法により支払うものとし、その詳細は「継続検査代理申請サービスの料金に関する細則」で別に定めるものとします。</td></tr>
<tr><td>（軽自動車の検査手数料）
第６条　利用者は軽自動車を本サービスで利用する場合、日整連が代理申請時に納付した軽自動車の検査手数料を日整連の指定する方法により支払うものとし、その詳細は「継続検査代理申請サービスの料金に関する細則」で別に定めるものとします。</td><td></td></tr>
<tr><td>（受付時間等）
第７条　本サービスの受付時間は、次のとおりです。ただし、次の時間内であっても、第 13 条の定め等により、利用者に予告なく利用を制限する場合があります。
<table><tr><th>区分</th><th>時間</th></tr><tr><td>平日</td><td>午前９時～午後４時45分</td></tr><tr><td>土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の１月４日まで）</td><td>休業日</td></tr></table>
２　第２条第１項第２号に示す代理申請の手続き開始時間等は、各支部の定めによるものとします。</td><td>（受付時間等）
第６条　本サービスの受付時間は、次のとおりです。ただし、次の時間内であっても、第 12 条の定め等により、利用者に予告なく利用を制限する場合があります。
<table><tr><th>区分</th><th>時間</th></tr><tr><td>平日</td><td>午前９時～午後４時45分</td></tr><tr><td>土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の１月４日まで）</td><td>休業日</td></tr></table>
２　第２条第１項第２号に示す代理申請の手続き開始時間等は、各支部の定めによるものとします。</td></tr>
<tr><td>（事務処理の委託）
第８条　日整連は日整連の責任及び負担において、本サービスの事務処理の一部を管轄振興会もしくは自動車整備商工組合等に委託して行わせることができるものとします。</td><td>（事務処理の委託）
第７条　日整連は日整連の責任及び負担において、本サービスの事務処理の一部を管轄振興会もしくは自動車整備商工組合等に委託して行わせることができるものとします。</td></tr>
<tr><td>（登録内容の変更）
第９条　利用者は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、日整連の指定する方法により届け出るものとし、その届出先等はご利用マニュアル等に示します。
①　本サービスの利用登録に関する内容の変更
②　OSS 共同利用申請システム（以下、「AINAS」という。）の登録内容の変更
③　ダイレクト方式電子納付依頼書兼届出書に関する内容の変更
２　前項の届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、日整連は一切その責任を負わないものとします。</td><td>（登録内容の変更）
第８条　利用者は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、日整連の指定する方法により届け出るものとし、その届出先等はご利用マニュアル等に示します。
①　本サービスの利用登録に関する内容の変更
②　OSS 共同利用申請システム（以下、「AINAS」という。）の登録内容の変更
③　ダイレクト方式電子納付依頼書兼届出書に関する内容の変更
２　前項の届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、日整連は一切その責任を負わないものとします。</td></tr>
<tr><td>（本規約の変更）
第 10 条　日整連は、必要に応じて本規約を変更することができるものとします。変更後の利用規約は「日整連自動車情報サイト」上に掲載された時点でその効力が生じるものとします。
２　本サービスに関する提供条件は、変更後の本規約が適用されることとし、利用者は当該変更内容に拘束されます。</td><td>（本規約の変更）
第９条　日整連は、必要に応じて本規約を変更することができるものとします。変更後の利用規約は「日整連自動車情報サイト」上に掲載された時点でその効力が生じるものとします。
２　本サービスに関する提供条件は、変更後の本規約が適用されることとし、利用者は当該変更内容に拘束されます。</td></tr>
</table>

継続検査代理申請サービス利用規約（新旧対照表）

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（守秘義務）
第 11 条　利用者及び日整連（管轄振興会を含む。）は、契約期間中はもとより終了後も、本規約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示しないものとします。
2　前項の守秘義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しないものとします。
①　公知の事実または当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
②　第三者から適法に取得した事実
③　開示の時点で保有していた事実
④　法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

（解約）
第 12 条　利用者が本サービス利用契約を解約するときには、日整連の指定する方法により届け出るものとし、その届出先等はご利用マニュアル等に示します。

（解除・利用停止・期限の利益喪失）
第 13 条　利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、日整連は催告なしに直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。なお、この場合でも日整連から利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
①　本規約における規定の一つにでも違反したとき
②　日整連または第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
③　日整連または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
④　犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかす、または犯罪行為の実行を容易にさせる行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
⑤　本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
⑥　第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
⑦　その他、他人の法的利益を侵害する、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為に及んだとき
⑧　収納代行会社または金融機関等により、利用者が指定した支払口座の利用ができなくなったとき
⑨　監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
⑩　差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
⑪　破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
⑫　自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
⑬　合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき</td><td>（守秘義務）
第 10 条　利用者及び日整連（管轄振興会を含む。）は、契約期間中はもとより終了後も、本規約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示しないものとします。
2　前項の守秘義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しないものとします。
①　公知の事実または当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
②　第三者から適法に取得した事実
③　開示の時点で保有していた事実
④　法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

（解約）
第 11 条　利用者が本サービス利用契約を解約するときには、日整連の指定する方法により届け出るものとし、その届出先等はご利用マニュアル等に示します。

（解除・利用停止・期限の利益喪失）
第 12 条　利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、日整連は催告なしに直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。なお、この場合でも日整連から利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
①　本規約における規定の一つにでも違反したとき
②　日整連または第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
③　日整連または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
④　犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかす、または犯罪行為の実行を容易にさせる行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
⑤　本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
⑥　第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
⑦　その他、他人の法的利益を侵害する、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為に及んだとき
⑧　収納代行会社または金融機関等により、利用者が指定した支払口座の利用ができなくなったとき
⑨　監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
⑩　差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
⑪　破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
⑫　自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
⑬　合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき</td></tr>
</table>

新	旧
⑭ 災害、労働争議等、本サービス利用契約の履行を困難にする事項が生じたとき ⑮ その他、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき ⑯ 日整連への申告、届出内容に虚偽の記載があったとき ⑰ 日整連に対する詐術その他の背信的行為があったとき 2 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合、利用者は当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、利用者は日整連に対して、その時点において利用者が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければなりません。 （反社会的勢力の排除） 第 14 条　日整連（管轄振興会を含む。）及び利用者は、自己または自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2 日整連（管轄振興会を含む。）及び利用者は、相手方が前項の確約に反して、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号のいずれか一つにでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービス利用契約を解除することができるものとします。 3 日整連（管轄振興会を含む。）及び利用者は、相手方が本サービスの提供またはその提供を受けることに関連して、第三者と下請けまたは委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは第１項各号のいずれか一つにでも該当することが判明した場合、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要など措置をとるよう求めることができるものとします。 4 日整連（管轄振興会を含む。）及び利用者は、相手方が関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、本サービス利用契約を解除するこ	⑭ 災害、労働争議等、本サービス利用契約の履行を困難にする事項が生じたとき ⑮ その他、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき ⑯ 日整連への申告、届出内容に虚偽の記載があったとき ⑰ 日整連に対する詐術その他の背信的行為があったとき 2 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合、利用者は当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、利用者は日整連に対して、その時点において利用者が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければなりません。 （反社会的勢力の排除） 第 13 条　日整連（管轄振興会を含む。）及び利用者は、自己または自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2 日整連（管轄振興会を含む。）及び利用者は、相手方が前項の確約に反して、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号のいずれか一つにでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービス利用契約を解除することができるものとします。 3 日整連（管轄振興会を含む。）及び利用者は、相手方が本サービスの提供またはその提供を受けることに関連して、第三者と下請けまたは委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは第１項各号のいずれか一つにでも該当することが判明した場合、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要など措置をとるよう求めることができるものとします。 4 日整連（管轄振興会を含む。）及び利用者は、相手方が関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、本サービス利用契約を解除するこ

継続検査代理申請サービス利用規約（新旧対照表）

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

新	旧
とができるものとします。 5　本条に基づき本サービスの利用契約が解除された場合、解除者が被解除者に対し原状回復義務を負うとしても、被解除者は原状回復義務と同一の違約罰を負うものとし、解除者は原状回復義務を免れるものとします。なお、同違約罰を超える損害が存在する場合、解除者は被解除者に対し、同損害の賠償請求を行うことができるものとします。	とができるものとします。 5　本条に基づき本サービスの利用契約が解除された場合、解除者が被解除者に対し原状回復義務を負うとしても、被解除者は原状回復義務と同一の違約罰を負うものとし、解除者は原状回復義務を免れるものとします。なお、同違約罰を超える損害が存在する場合、解除者は被解除者に対し、同損害の賠償請求を行うことができるものとします。
（責任の制限） 第 15 条　利用者が行う AINAS の利用に関しては当該システムの利用規約に準ずるものとし、日整連はその利用の一切の責任を負わないものとします。 2　本サービスを実施するに当たり、AINAS、OSS ポータルサイト及びダイレクト納付対応金融機関等の関連システムのトラブルにより正常に申請処理が行われなかった場合の利用者または第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。	（責任の制限） 第 14 条　利用者が行う AINAS の利用に関しては当該システムの利用規約に準ずるものとし、日整連はその利用の一切の責任を負わないものとします。 2　本サービスを実施するに当たり、AINAS、OSS ポータルサイト及びダイレクト納付対応金融機関等の関連システムのトラブルにより正常に申請処理が行われなかった場合の利用者または第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。
（損害賠償請求） 第 16 条　利用者または日整連は、本サービスの解除、解約または本規約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、日整連から利用者に賠償すべき損害の額は、本サービスの解除、解約または本規約の違反の日の属する月における料金額を限度とするものとします。	（損害賠償請求） 第 15 条　利用者または日整連は、本サービスの解除、解約または本規約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、日整連から利用者に賠償すべき損害の額は、本サービスの解除、解約または本規約の違反の日の属する月における料金額を限度とするものとします。
（協議） 第 17 条　本サービスの利用に関して、本規約または日整連の指導により解決できない問題が生じた場合には、利用者との間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。	（協議） 第 16 条　本サービスの利用に関して、本規約または日整連の指導により解決できない問題が生じた場合には、利用者との間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
（定めのない事項） 第 18 条　日整連は、本規約をはじめ、本サービスの利用に係る諸規程に記載のない実施上必要な細目について別途定めます。	（定めのない事項） 第 17 条　日整連は、本規約をはじめ、本サービスの利用に係る諸規程に記載のない実施上必要な細目について別途定めます。
（合意管轄裁判所） 第 19 条　利用者と日整連との間で本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所において第一審を行います。	（合意管轄裁判所） 第 18 条　利用者と日整連との間で本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所において第一審を行います。
附 則 本規約は、平成 29 年 6 月 1 日から適用します。 附 則 本規約は、令和元年 10 月 1 日から適用します。	**附 則** 本規約は、平成 29 年 6 月 1 日から適用します。

継続検査代理申請サービスの料金に関する細則（新旧対照表）

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

新	旧
（目的） 第１条　本細則は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）継続検査代理申請サービス（以下、「本サービス」という。）利用規約第５条及び第６条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。	（目的） 第１条　本細則は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）継続検査代理申請サービス（以下、「本サービス」という。）利用規約第５条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。
（利用料金の設定） 第２条　本サービスの利用料金は、継続検査 OSS 代理申請手数料として、利用件数１件あたり２１２円（消費税込み）とします。 ２　日整連は、代理申請業務に関して重大な経済事象、天変地異等により、予定した収益及び費用に大幅な変動が生ずる場合には、サービス利用料金を変更することがあります。この場合、本サービスには改定後の料金が適用されます。 ３　利用料金は、一定期間における日整連の OSS 代理申請業務について総括原価方式により設定します。	（料金の設定） 第２条　本サービスの利用料金は、継続検査 OSS 代理申請手数料として、利用件数１件あたり２０８円（消費税込み）とします。 ２　日整連は、代理申請業務に関して重大な経済事象、天変地異等により、予定した収益及び費用に大幅な変動が生ずる場合には、サービス利用料金を変更することがあります。この場合、本サービスには改定後の料金が適用されます。 ３　利用料金は、一定期間における日整連の OSS 代理申請業務について総括原価方式により設定します。
（請求及び支払） 第３条　日整連は、次の各号に準じた金額を当月分料金として請求します。 ①　当月の OSS 申請した件数のうち、検査または登録が完了した件数に、第２条第１項に規定する本サービスの利用料金（手数料）を乗じた金額 ②　当月の OSS 申請した件数のうち、軽自動車の検査手数料の納付が完了した件数に、本サービスの利用規約第６条に規定する検査手数料に相当する額を乗じた金額	（請求及び支払） 第３条　日整連は、当月の OSS 申請した件数のうち、検査または登録が完了した件数に、第２条第１項に規定するサービス利用料金（手数料）を乗じた金額を当月分料金として請求します。
２　利用件数は、OSS 共同利用申請システム（以下、「AINAS」という。）の申請データ照会画面の状況照会「登録完了日」欄で登録年月日が確認できる申請件数をカウントします。	２　利用件数は、OSS 共同利用申請システム（以下、「AINAS」という。）の申請データ照会画面の状況照会「登録完了日」欄で登録年月日が確認できる申請件数をカウントします。
３　支払方法は、日整連が別途運用する保適証サービス（電子保安基準適合証システム）において、利用者が新規利用申込時に指定された口座（途中、変更申込により口座を変更した場合は当該口座）より口座振替または自動払込にて徴収します。なお、当月分は原則として１日から月末までの利用件数とします。	３　支払方法は、日整連が別途運用する保適証サービス（電子保安基準適合証システム）において、利用者が新規利用申込時に指定された口座（途中、変更申込により口座を変更した場合は当該口座）より口座振替または自動払込にて徴収します。なお、当月分は原則として１日から月末までの利用件数とします。
４　当月分料金の口座振替または自動払込はサービス利用月の翌々月の６日付（６日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。	４　当月分料金の口座振替または自動払込はサービス利用月の翌々月の６日付（６日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。
５　前４項による口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合は、同月の 27 日付（27 日が金融機関休業日の場合は翌営業日）で再度、口座振替または自動払込を実施します。	５　前４項による口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合は、同月の 27 日付（27 日が金融機関休業日の場合は翌営業日）で再度、口座振替または自動払込を実施します。
６　日整連は、前４項及び５項による口座振替または自動払込を行うにあたり、事前に当月分料金明細を発行し、指定自動車整備事業場の管轄運輸支局管内の自動車整備振興会より送付します。	６　日整連は、前４項及び５項による口座振替または自動払込を行うにあたり、事前に当月分料金明細を発行し、指定自動車整備事業場の管轄運輸支局管内の自動車整備振興会より郵送します。
７　日整連は、前５項による口座振替または自動払込が利用者の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。	７　日整連は、前５項による口座振替または自動払込が利用者の都合により完了できない場合は、払込票を発行します。
８　日整連は、前５項による口座振替または自動払込が日整連または金融機関の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。	８　日整連は、前５項による口座振替または自動払込が日整連または金融機関の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。
（削除）	９　日整連は、前７項による払込票の発行をしたにもかかわらず、利用者からの支払いがなされない場合は、請求書

継続検査代理申請サービスの料金に関する細則（新旧対照表）

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

新	旧
（削除）	を発行します。 10 利用者は、前７項により日整連より払込票が発行された場合は、払込票が発行された月の翌月末までに料金を支払うこととします。（払込みに係る窓口手数料は利用者の負担となります。）
9 利用者は、前７項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は利用者の負担となります。）	11 利用者は、前８項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は日整連負担となります。）
10 利用者は、前８項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は日整連負担となります。）	12 利用者は、前９項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は利用者の負担となります。）
（料金の周知） **第４条**　日整連は、料金を変更する場合、実施 2 カ月以上前にその内容に関して各種媒体を通じて周知します。	（料金の周知） **第４条**　日整連は、料金を変更する場合、実施 2 カ月以上前にその内容に関して各種媒体を通じて周知します。
附則 本細則は、平成 29 年６月１日から適用します。 附則 本細則は、令和元年 10 月１日から適用します。	**附則** 本細則は、平成 29 年６月１日から適用します。